

学支障第44号
平成26年7月1日

各大学長
各短期大学（部）長 殿
各高等専門学校長

独立行政法人 日本学生支援機構
理事長 遠藤 勝裕
(公印省略)

障害のある学生への支援・配慮事例提供のお願い（依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当機構の事業につきまして、ご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、障害学生の修学支援につきましては、平成17年度から当機構実施の「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」において、毎年ご協力いただいております。

ご承知のとおり、本年2月に障害者権利条約が我が国において発効となり、また、昨年6月には障害者差別解消法が公布され、平成28年4月に合理的配慮規定等が施行されることとなっております。

当機構では、こうした状況を踏まえ、今年度、例年の実態調査に先立ち、今後の支援に具体的にどのように取り組めばよいのか、各大学等が適切な対応を行なうために参考にできる多くの事例を収集し、提供することを目的とする調査を実施することとしました。

については、お忙しいところ恐れ入りますが、障害学生支援の先進的な取組、または限られた資源や制約の中で工夫された取組等、様々な事例を、是非ご提供いただけますようご協力をお願いいたします。

なお、ご提供いただきました情報の管理は厳重に行うとともに、ご提供いただいた事例を当機構の障害学生支援関連の冊子、ウェブサイト等で外部へ提供する際は、大学名、地域及び・個人等が特定されることのないよう取り扱うことを申し添えます。

以上

参 考

文部科学省では、平成 24 年 6 月に「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」を発足させ、同年 12 月に検討会報告の「第一次まとめ」を取りまとめました。「第一次まとめ」では、大学等における合理的配慮の定義、大学等において提供すべき合理的配慮の考え方が示されました（URL：http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm 参照）。